

定款細則

一般社団法人禁煙推進学術ネットワーク

第1章 事務局

第1条 定款第42条に基づく事務局設置に関して、当法人の事務所は、東京都千代田区内幸町1丁目1番1号におく。

第2条 当法人に事務局を統括する事務局長、事務職員を置くことができる。

第3条 事務局長は理事会が選任する。事務局長は、事務職員を指導監督する。

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて事務を統括する。

第5条 理事長は、事務局業務の一部を委託することができる。

2 事務局業務の一部を受託したものは、受託した業務を統括する事務局長代理を置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 定款第5条に定める者を会員とし、正会員をもって社員とする。

(入社)

第7条 正会員及び賛助会員の入社及び入会は随時とするが、入社日・入会日は入社承認年度の4月1日とする。

2 定款第6条第2項に定める個人会員の入社は、5名を超えてはならない。

(会員の権利)

第8条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 正会員 社員総会における社員としての議決権、第18条の定例会議に出席する権利、当法人の発行する会員向けの印刷物及び電子的情報の配付及び会員名の掲載の権利、当法人の理事会、社員総会議事の要領及び議決した事項について、通知を受ける権利

(2) 賛助会員 第18条の定例会議に出席する権利、当法人の発行する会員向けの印刷物及び電子的情報の配付の権利、当法人の理事会、総会議事の要領及び議決した事項について、通知を受ける権利

第3章 会費

第9条 会員は、各会員の申出により、1口以上の会費を支払わなければならない。

- (1) 団体会員 年額 1口 100,000円
- (2) 個人会員 年額 1口 10,000円
- (3) 賛助会員 年額 1口 100,000円

2 平成29年3月31日までに入会手続きが行われた団体会員である学術団体並びに医療関連団体においては、各団体における所定の支出承認を得るまでは、会費の納入を猶予する。

3 当法人設立の初年度においては、会員の会費を求めない。

第4章 委員会

(委員会の設置)

第10条 当法人は、各種委員会を設置する。

(委員会規定)

第11条 委員会は、目的、委員構成、業務などを規定した委員会規定を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(委員会の構成)

第12条 第10条に定める委員会は、委員長1名及び委員若干名で組織する。

第13条 委員会の委員は、理事会が会員及び会員外から選任し、理事長が指名できるが、委員会を構成する委員の過半数は会員でなければならない。

第14条 委員会の委員長は、委員の中から理事長が指名できる。また委員長は、必要に応じ副委員長を選任し、理事長が副委員長を指名できる。

第15条 理事長は各委員会委員長を理事会及び社員総会に招聘することができる。

第5章 公式文書

(公式文書)

第16条 定款第3条に示された目的を果たすための事業遂行に於いて、当法人名称或いは当法人名称と正会員(団体会員)出身団体名が記された文書を言う。

2 公式文書としては次の文書を言う。

- (1) 監督官庁などに対する提言を行う文書
- (2) 学術団体などが開催する学会・講演会等において配布する文書

- (3) 一般市民への啓発など禁煙推進のためのポスター・パンフレットなどの文書
- (4) 本会が作成するホームページに掲載される文書
- (5) その他、前項に付帯する一切の文書

(記 名)

第 17 条 前条の公式文書に於いて当法人名称を記される文書は、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前条の公式文書に於いて当法人名称及び正会員（団体会員）出身団体名を連名で記される文書は、理事会の承認を受けた後、団体会員に通知し、決められた期間内に同意が得られた団体名を連名で記す。

第 6 章 会議

(定例会議)

第 18 条 理事長は、毎年 3 回以上の定例会議を開催しなければならない。第 XX 回禁煙推進学術ネットワーク会議と呼称する。

- 2 定例会議の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(議 題)

第 19 条 定例会議は、会員間の自由な意見交換の場とし、次の議題について討議を行う。

- (1) 前会議からの活動状況概要
- (2) 理事会の議事概要
- (3) 各委員会報告
- (4) 団体会員の活動報告
- (4) 議長指名による個人会員の活動報告
- (6) 事務局報告
- (7) その他

第 7 章 寄附金

(寄附金)

第 20 条 本会は、寄附金を引き受ける者を募集することができる

- 2 公益及び公的機関からの助成としての寄附金を受けることができる。

(寄附金の拠出者の権利に関する規定)

第 21 条 拠出された寄附金は、本会が解散の時以外は拠出者に返還しない。

- 2 拠出者は、事業年度毎に本会の事業収支について報告を求めることができる。

(寄附金返還の手続)

第 22 条 拠出者に返還する寄附金の総額について解散が決定された総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第 8 章 研究助成金

第 23 条 定款第 3 条の研究の企画・実施において必要な研究助成を行うことができる。

2 前項の助成に伴う研究助成金は、理事会を経て決定される。

第 8 章 附則

第 24 条 本細則は理事会及び総会の議決を経て変更することができる。

第 25 条 本細則の解釈について疑義が生じた場合には、理事会の判断による。ただし、疑義の生じた項目の改正を速やかに行わなければならない。

第 26 条 本細則は平成 29 年 2 月 22 日から施行する。